



桜ヶ丘延寿ホーム ショートステイのご案内

1. はじめに

桜ヶ丘延寿ホーム施設概要

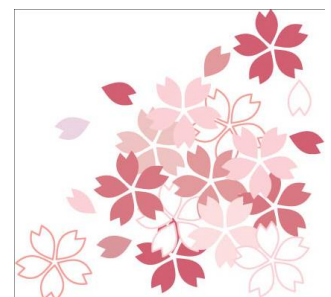
定員 105名 / ショートステイ 11名

建物 4人居室（22部屋）、個室（28部屋）

対象 ご家族等での介護が困難な方で、介護保険制度による要介護認定で
要支援1～2、要介護1～5と認定された方

運営の基本理念

当ホームは昭和6年に東京都民生委員連合会の前身である東京方面委員が設立した法人であり、「生命の尊重」「人格の尊重」「意志の尊重」の「三つの尊重」をサービスの基本理念としています。職員は利用者の個別的ニーズに合わせたサービスを行い、利用者の生活の質を高めるためのサービスを実施しています。また、「多摩市さくらが丘在宅サービスセンター」および「カーサさくらが丘」を併設し、認知症デイ、ショートステイ、サービス付き高齢者向け住宅の事業を行い、また多摩市の受託事業として「多摩市東部地域包括支援センター」の事業を諏訪地区で実施し、地域に向けて種々のサービスを提供しています。



2. ショートステイ利用をご希望される皆様へ

要介護（要支援）認定を受けた高齢者を介護しているご家族が、疾病や冠婚葬祭・介護疲れ等の理由で、一時的に介護できない場合にご利用できます。ご利用の予約は2ヶ月前からとなります。居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前にケアマネジャー（介護支援専門員）とご相談の上、希望される施設に直接手続きをしていただくことになります。

ご利用される方やご家族の方が実際にご覧になり、担当者から直接説明を受けた上でのお申し込みをお奨めします。ご予約後には、サービスの利用に関係する重要事項を説明させていただきます。その説明を受けた後に利用契約を締結することになります。

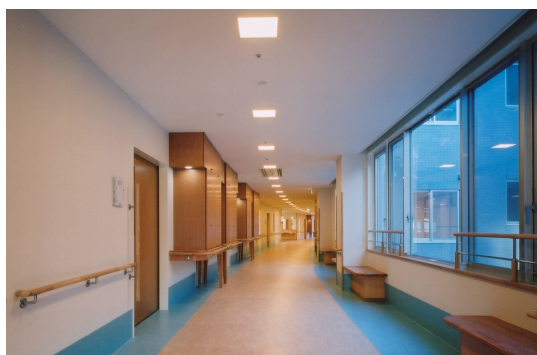
当ホームでは居宅サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護や機能訓練、健康管理を行うことにより、ご利用者がその有する能力を維持できること、また介護者の方の負担軽減を図ることを目的としております。

3. 見学・パンフレット

施設のご見学と具体的な説明の時期

事前に電話で連絡をいただいたうえで日程を決めさせていただきます。ご見学は、原則として平日の10時～16時とさせていただきます。おりますが、ご都合がつかない場合はご相談ください。

お問い合わせ先 利用相談窓口 042-373-4768 施設サービス課 相談係



施設パンフレット

ご希望により「施設のパンフレット」や利用者に説明している「重要事項説明書」をお渡しすることが出来ます。郵送を希望される場合、140 円切手を同封の上、下記住所宛にお申込みください。

施設のホームページよりダウンロードすることも可能です。

〒206-0021
東京都多摩市連光寺 1-1-1
桜ヶ丘延寿ホーム 短期入所資料請求係 まで

4. 入所に際しての留意事項

【契約書・重要事項説明書】

利用される方と施設が利用契約を結びます。
契約書内容についてはご説明をさせていただきます。

【利用期間中の中止】

次の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止する場合があります。

- ① ご利用者またご家族が中途退所を希望した場合
- ② 入所日の健康チェック時や入所中に体調が悪いと判断された場合
- ③ 他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合
- ④ その他利用の継続が困難と判断された場合

上記の場合、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、必要に応じて速やかに医療機関へ連絡を取る等の対応を行います。

【ご面会】

ご面会の際は、事務所（１階）のカウンターで面会受付票の記入と面会者用名札の着用をお願いしております。また施設の感染症対策等にご協力をお願いする場合があります。面会時にはご確認下さい。尚、飲酒後の面会や危険物の持込等、他の利用者に迷惑がかかる行為はご遠慮ください。

【外出】

外出はお申出により可能ですが、お薬の準備やお食事の手配が必要となるため、事前の連絡をお願いしております。また、外出簿へのご記入をお願いしております。

【喫煙・飲酒】

全館禁煙のため喫煙はできません。飲酒は、ご利用者の健康管理上等によりご遠慮いただいております。予めご承知ください。

【居室・設備・器具の利用】

清潔で快適な生活が維持できるように整理整頓にご協力をお願いします。設備や器具の利用に際しては職員にご相談ください。設備や器具を破損した場合には実費をお支払いいただくことがございます。

【現金等の管理】

トラブルが生じることもありますので、原則として施設への現金、貴重品の持ち込みはご遠慮ください。お持ち込みの場合は各自の責任の範囲内で行ってください。利用者同士の貸し借りはご遠慮ください。

【物品の保管】

ご家族等と相談し、居室の収納棚の範囲でお持込ください。持物には必ず記名してください。

【健康管理】

夜間は、医師・看護師が勤務しておりませんので、体調のすぐれない時は早めに職員にお申し出ください。通院・入院に際しては原則としてご家族の協力をお願いしております。病状によっては主治医よりの意見書を提出していただき確認をさせていただきます。他者に感染する可能性がある疾患を有している場合には、予約をされていても一旦保留とさせていただく場合もございます。

【特別な医療対応】

経管栄養（鼻や胃部からの管による栄養）、カニューレ（呼吸を助けたり、薬を注入したりする為に体内にさしこむ管）、インシュリン注射、人工透析などが必要な場合は、施設の医療体制から対応できるか否かの検討が必要となりますので予約の段階で必ずご相談ください。

【入所直前・入所時の身体状況確認、退所時の報告について】

予約後、ご本人様の現況把握と利用の意思確認、入退所時間の確認のため、相談員よりご連絡をいたします。

日程の変更や体調不良等による取消はお早めにご連絡をください。

原則として入所日にはご家族様と面談し、健康状態や介護上の留意点についてご確認いたします。また退所日にはご利用期間中のご様子について報告させていただきます。入退所日のご家族様のご来所にご協力をお願いします。

【宗教活動・政治活動、動物の飼育について】

思想・信条は個人の自由ですが、他の利用者への布教や宣伝活動等のご遠慮ください。

ホーム内へのペットの持込み及び個人的な動物の飼育はご遠慮いただいております。

【テレビ・ラジオ等】

音量など同室者への配慮をお願いします。夜間や早朝は特にイヤホン・ヘッドホンの使用をお願いします。（4人部屋の方は原則として使用をお願いします。）

【買い物・飲食物の管理】

買い物は個人の責任の範囲内をお願いします。体調の都合により食事制限が必要な方々もいらっしゃいますので、他の利用者への飲食物の提供は控えください。食堂の冷蔵庫を利用していただきますが、残り物については衛生管理上(賞味期限切れ、腐食等)の理由により、処分させていただくことがあります。

【相談ごと】

利用後の生活等についてご心配なことがありましたら、介護職員、生活相談員、内容によっては、看護職員、機能訓練指導員、栄養士等のスタッフがお話をお伺いしますので、ご遠慮なくお申出ください。

5. 施設生活について

【食事】

朝 食： 7時30分～

昼 食： 12時00分～

おやつ： 15時00分～

夕 食： 18時00分～



原則、各階の食堂にてお召し上がりいただきます(面会者との会食等、個別の相談に応じておりますのでお気軽にお申し出ください。)

献立は、栄養バランスはもちろんのこと、季節感を取り入れた変化のある食事を提供しております。嚥下困難な方には粥食・きざみ食・ミキサー食等を提供し、必要な方には療養食を個別に提供させていただきます。

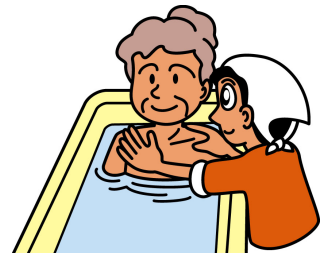
【起床・消灯時間】

起床時間 6時 消灯時間 21時



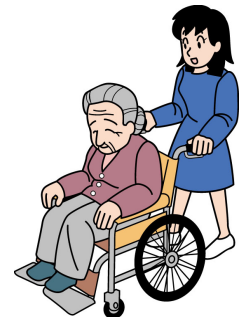
【入浴】

週に2回身体状況に応じた方法で入浴していただきます。
発熱等の事情で入浴できない場合は、状況に応じて清拭をいたします。



【介護】

短期入所サービス計画に沿って以下の介護を行います。
食事・着替え・排泄・入浴・離床・洗面・体位交換等の介助
シーツ交換・寝具の消毒・移動の付き添い等。



【洗濯】

原則として衣類の洗濯はホームで行います。
衣類の種類によってはホームで洗濯が出来ない物もあります。

【クラブ活動】

書道、生花、作業、朗読等の趣味に応じたクラブ活動に参加していただく
ことができます。また、レクリエーションや対面朗読も行われています。

【行事】

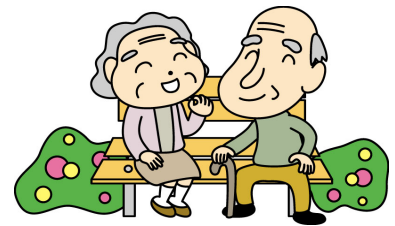
お花見、運動会、長寿を祝う会、秋桜祭、初詣、観梅、節分等、季節行事をお楽しみいただくことができます。また、毎月の誕生会では、式典のほかに散歩・映写会・アトラクション等のメニューを月ごとに実施しています。

【理容】

1ヶ月に2回（フロア毎）火曜日に理美容師が来所しますので、カット、パーマ、ヘアカラー等ご希望の方はご利用いただけます。

【売店】

同一敷地内に売店がございますので、ご家族等の付き添いでのご利用は可能です。職員による代行は、致しかねますのでご了承ください。



【ホーム喫茶】

毎月1回を目安に地域のボランティアさんにご協力いただきながら喫茶店を開店しています。午後のひとときをゆっくりと、また、面会者との語らいの場としてもご利用ください。

6. 利用料金について

利用料は介護報酬の自己負担分（介護負担割合証に記載の負担割合により、1割から3割となります。）食費、居住費、そして施設で独自に設定する利用料の4種類から構成されます。当ホームの利用される方に提供するサービスの自己負担額はおおむね以下の通りです。

【利用料金表】（日額：円）

2024年11月1日改正

	算定項目	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
1 介護報酬自己負担額(1割)	多床室	¥588	¥721	¥787	¥871	¥959	¥1,044	¥1,128
	個室	¥588	¥721	¥787	¥871	¥959	¥1,044	¥1,128
2 食費に係る自己負担額(保険外)	第1段階	¥ 300						
	第2段階	¥ 600						
	第3段階①	¥ 1,000						
	第3段階②	¥ 1,300						
	上記以外	¥ 1,700						
3 居住費に係る自己負担額(保険外)	第1段階	個室	¥ 380		/	多床室	¥ 0	
	第2段階	個室	¥ 480		/	多床室	¥ 430	
	第3段階①	個室	¥ 880		/	多床室	¥ 430	
	第3段階②	個室	¥ 880		/	多床室	¥ 430	
	上記以外	個室	¥ 1,231		/	多床室	¥ 915	
自己負担額合計 (1+2+3) <u>多床室利用の方</u>	第1段階	¥ 888	¥1,021	¥1,087	¥1,171	¥1,259	¥1,344	¥1,428
	第2段階	¥1,618	¥1,751	¥1,817	¥1,901	¥1,989	¥2,074	¥2,158
	第3段階①	¥2,018	¥2,151	¥2,217	¥2,301	¥2,389	¥2,474	¥2,558
	第3段階②	¥2,318	¥2,451	¥2,517	¥2,601	¥2,689	¥2,774	¥2,858
	上記以外	¥3,203	¥3,336	¥3,402	¥3,486	¥3,574	¥3,659	¥3,743
自己負担額合計 (1+2+3) <u>個室利用の方</u>	第1段階	¥1,268	¥1,401	¥1,467	¥1,551	¥1,639	¥1,724	¥1,808
	第2段階	¥1,668	¥1,801	¥1,867	¥1,951	¥2,039	¥2,124	¥2,208
	第3段階①	¥2,468	¥2,601	¥2,667	¥2,751	¥2,839	¥2,924	¥3,008
	第3段階②	¥2,768	¥2,901	¥2,967	¥3,051	¥3,139	¥3,224	¥3,308
	上記以外	¥3,519	¥3,652	¥3,718	¥3,802	¥3,890	¥3,975	¥4,059

【介護報酬自己負担額について】

要介護度に応じた介護報酬額＋加算報酬額をご利用者の負担割合に応じてご負担いただくこととなります。

居住費および食費は介護保険負担限度額認定を受けている場合は認定証に記載の負担限度額となります。

介護保険負担限度額認定を受けるには手続きが必要となります。詳しくは保険者の担当部署にお問合せ下さい

【その他の加算報酬額について】

加算報酬額の内容		自己負担
○	機能訓練体制加算 1日につき	¥ 13
	療養食加算※該当者のみ 医師の発行する食事箋に基づいた治療食が提供された場合、1日につき3回を限度とし1回につき	¥ 9
	送迎加算 送迎を行う場合、片道につき	¥ 201
○	サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 1日につき	¥ 24
	緊急短期入所受入加算※該当者のみ	¥ 98
○	夜勤職員配置加算（Ⅰ） 1日につき、介護予防は除く	¥ 15
○	介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	要支援1 ¥55 ～要介護5 ¥105

※○印についている加算報酬額は、前記「利用料金表」に含まれています。

※当事業所で行う場合の多摩市以外への送迎については、実費相当分のご負担をお願いしております。

※介護保険被保険者証に記載されている区分支給限度基準額（1ヶ月あたり単位数が記載）を超えた分については全額自己負担となりますのでご注意ください。

※連続30日を超過して利用された場合は超過分については全額自己負担となります。

※居宅サービス計画をケアマネジャーに依頼されている場合は、サービス利用票により当該月の自己負担額を必ずご確認ください。

※特に必要と認められる場合を除き、利用日数が要介護認定等の有効期間のおおむね半数を超えないようにご注意ください。

【高額介護サービス費制度】

介護報酬の自己負担分（各加算も含む）が1ヶ月の自己負担限度額を超えた場合に対象となり、差額分が還付されます。詳しくは、保険者の担当部署へお問合せ下さい。

【その他の自己負担額】

前述の介護報酬の自己負担額、食事・居住費負担額その他、日常生活に必要な物品は、入所時ご持参いただくこととなります。

理美容費は実費をご負担いただくこととなります。

※紙おむつはご用意がありますが、普段使い慣れたものが良い等のご意向があれば持参ください。

【キャンセル料】

入所前に、ご利用者の都合でサービスを中止される場合は下記のキャンセル料がかかります。

- ① 入所日の当日に、ご利用者の都合で急に中止となった場合
1日の食事代をいただきます。
- ② 入所日の前日17時20分までにご連絡があった場合
キャンセル料はいただいております。

7. 利用料のお支払方法

退所日に現金によるお支払いをお願いしております。(1階事務所にて受付)

ご都合により、振込みによるお支払いを希望される場合はお申し出ください。
振込によるお支払方法 ※振込手数料はご家族の方のご負担となります。

① 銀行振込の場合

みずほ銀行府中支店 普通預金口座

口座番号 505694

口座名 しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 さくらがおかしやかいじぎょうきょうかい 桜ヶ丘社会事業協会 さくらがおかえんじゅ ほーむ 桜ヶ丘延寿ホーム
りじちょう いわた 理事長 岩下 さとる 寛

8. 入所時にご持参していただくもの

(1) 手続きに要する書類

① 入所契約書及び重要事項説明書 (各2部)

② 介護保険被保険者証

(負担限度額認定証※対象者の方のみ)

③ 介護保険負担割合証

※ ご利用期間中に緊急で受診が必要になった場合は、原則ご家族対応となります。外出等によりご家族が対応できない方は、事前に相談員にご相談ください。

④ 診療情報提供書、看護サマリー (病院・他施設から利用の場合)

(2) 薬

内服薬は内服毎にチャック付きの小袋に入れて、何日(月、日)のいつ内服する(朝食前、朝食後、昼食前、昼食後、夕食前、夕食後、就寝前等)薬なのかが分かるように袋の表にご記入ください。

※入所中に使用する点眼薬、軟膏等も忘れずにお持ち下さい。



(3) 日用品

歯ブラシ、歯磨き粉、コップ、洗面用タオル（3枚）

ティッシュペーパー1箱

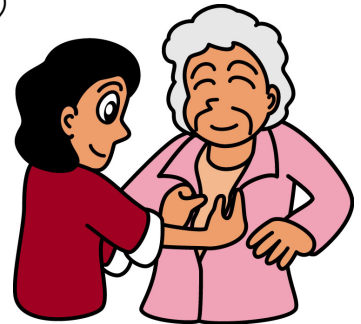
室内履き（スリッパのように滑ったりつまずいたりしやすいものではなく踵のあるシューズタイプの履物をご用意ください。）

ご自宅等で介護機器（エアマット、特別な仕様の車椅子等）や介護用品（車椅子用クッション等）を使用されている場合、施設ではご用意できないものもございますので担当者まで予めご相談くださいますようお願いいたします。

(4) 衣料品 ※枚数は利用日数によって調整してください。

普段着（2～3組）、下着（3枚）、靴下（3組）

寝間着又はパジャマ（1組）



※持物は全て記名してください。

（色の濃い衣類にはお名前を書いた布を縫いつける等お願いします）

※衣類は洗濯可能な素材のものをご用意ください。

※ショートステイ預り品受渡書に持参される荷物すべてを

ご記入ください（着用されている衣類の数も含んで記入）。



【延寿について】

昔、官人が衆生済度を志し、出家を願い出たところ、ときの帝は、これを嘉して延寿の名を賜った話（後に知覚禅師となる）。また大和の橿原神宮では元旦に延寿祭を催し、参拝高令者に延寿盃を頒布し、あるいは、古く朝廷において老人保護のため延寿堂を設けたなど、延寿とは長命に加えて昔の社会福祉にも用いられたと考えられるものです。このようなことから、法人名の桜ヶ丘を冠して延寿ホームとしたものです。

【桜ヶ丘社会事業協会の沿革】

昭和 6 年	4 月	財団法人 東京方面事業後援会設立
昭和 15 年	11 月	桜ヶ丘保養院開設（現桜ヶ丘記念病院）
昭和 27 年	5 月	社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会に組織変更
昭和 50 年	10 月	特別養護老人ホーム 桜ヶ丘延寿ホーム開設
昭和 61 年	4 月	多摩市デイホームさくらが丘開設
平成 7 年	4 月	多摩市さくらが丘在宅サービスセンター開設
平成 14 年	1 月	桜ヶ丘延寿ホーム全改築
平成 26 年	4 月	サービス付き高齢者向け住宅 カーサさくらが丘開設

社会福祉法人 桜ヶ丘社会事業協会

桜ヶ丘延寿ホーム

〒206-0021 東京都多摩市連光寺 1-1

TEL 042-373-4768

FAX 042-373-2200

